

部 報 日 誌

八月十六日(金) 八月十七日(土) 八月十八日(日) 八月十九日(月) 八月二十日(火) 八月二十一日(水) 八月二十二日(木) 八月二十三日(金) 八月二十四日(土) 八月二十五日(日) 八月二十六日(月) 八月二十七日(火) 八月二十八日(水) 八月二十九日(木) 八月三十日(金) 八月三十一日(土)

八月十六日(金) 英在支警備隊の米米兩軍分制を發表。ドイツ機ロンドン大空襲を敢行。泰國軍隊佛印國境に集結。獨逸兩政府間に通商保護條約を締結。瀋陽政府、日瀋親善増進の爲公使を派遣。英、バルカン政策を放棄。本島の總人口五百八十九萬五千餘人(國勢調査部發表)。中央指導部、諸閣僚に國民協議會を設置。八月二十日(火) トロツキー氏暗殺される(於メキシコ)。内地陸軍管區を改組。八月二十一日(水) 米國南太平洋の英領、二島を飛行基地とし五十年期限で租入を禁止。英は英領銀行券の英國輸入を禁止。英米軍事協定締結。我が外務省外交陣營強化の爲在外使臣に歸朝命令を發す。八月二十三日(金) 全印國民會派、義勇軍新設を決議。英空軍リビア海空襲。八月二十四日(土) 獨逸經濟使節團モスクワへ向ふ。八月二十五日(日) 獨逸政府、獨逸國境開放。重慶政府政治機關や官吏等二重舉引揚を命令。八月二十六日(月) 獨逸軍、英海軍演習作戦を開始。獨逸(密輸艦隊)を急襲(南支艦隊司令部發表)。滿蒙國境調査の現地作業開始。八月二十七日(火) 新體制確立への第一回準備會開催。ソ聯、ルーマニア國境地方に於て衝突。羅機、洪國領内に侵入不法攻撃。八月二十八日(水) 日支國交調整審議完了。八月二十九日(木) 青年中堅團體を網羅して皇道黨青年聯盟於東京結成。南支陸軍關係を空襲。國民政府、孔子の誕辰日(八月二十七日)を國祭日と定む。八月三十日(金) ソ聯軍、羅國侵入開始。海軍東團を急襲(南支艦隊司令部發表)。八月三十一日(土) 獨逸政府、ドナウ河の國際管理問題に關する沿岸諸國會議をウィーンに招集。日支國交調整交渉妥結を確認。歴史的會議閉幕。陸軍警備を急襲。

目次

表紙……………體位向上の秋

部報日誌……………編輯部：一

統制經濟と國民の協力……………楠井隆三：二

北白川宮永久王殿下の御戦死を承りて……………山中 樵：三

歐洲地圖はどう替るか……………編輯部：二

佛印の實狀を語る……………宮本延人：三

南方と衛生……………堀内次雄：三

スパイはどうして防ぐか……………臺灣軍報道部：三

法令解説のページ……………

新に制定された木炭輸出取締規則……………總督府審議室

有限會社法とどういふものか……………法務局民刑課

臺灣原本審査決定……………

本年度國勢調査……………

華僑の動向を探る……………

地方情報……………情報部：五

支那事變

輝く世紀に興亞の債券

貯蓄債券 報國債券

一等割増金 貯蓄債券 二千四(十圓券)・一千四(五圓券)
報國債券 一萬圓(同)・五千圓(同)

勸業銀行、郵便局では事變債券は特に無料で保管します。

大藏省・日本勸業銀行

統制經濟と國民の協力

臺北帝大教授 楠井隆三

事變と國民の協力——天業實業としての國民の協力——
 統制經濟においては、協力は原理的に不可欠の要素である
 ——その理由の説明、資本主義との對比において——統制
 政府の指導下で國民の協力——統制經濟に於ては、國
 民の協力はこの經濟の機構そのものから必然的である——
 經濟と道徳。

政府國民の協力

事變が始まって二三日たつと、日本經濟聯盟と日本工業俱樂部の二大團體が逸早く政府を絶對的に支持する旨の共同聲明を發した。政府もまた財界ならびに言論界の代表者を招いて、その協力を支持と求めた。これを皮切りとして、事變が進展し、國民生活がますます、戦時體制化するにつれて、國民の側からの自發的協力和、政府の側からの協力の態度とは、

我々生活のあらゆる分野において、いはゆる「國策の線に沿つて」なる合言葉をもつて、矢つぎ早やに行はれるやうになつた。殊に國家總動員の精神的領域における形態としての國民精神總動員運動、實業界における形態としての産業界・交通界・金融界の各種團體の自治的統制、労働界における形態としての「産業報國會」、農業界における形態としての「農業報國運動」、商業的領域における「商業報國運動」などは、國民の政府への協力の組織的形態の最も著しきものである。これらの團體のうちには、政府への協力を、文字どほりにその表看板として創設されたものすらある。たとへば「中央物價統制協力會議」のごときである。第二次近衛内閣は、事變處理・國防國家構成を目標とせる國民生活全般の新體制確立をその使命としてゐるが、

なかんづく經濟的新體制の確立がその中軸をなしてゐる。そしてこの新體制は今や諸種の經濟團體の再組織とその統合化とを通じて實現されようとしてゐるが、この場合、民間の政府への協力和といふことが、一層組織的に行はれることが、その根本義とされてゐる。

協力和國體性

いふまでもなく、戦時下の國民體制としては、如何なる時代においても、國民の政府への協力和が、この體制の整備ならびにその機能の完全な發揮のうへに至大の重要性を持つてゐる。これなくしては、戦争目的への追進は不可能である。少くとも極めて困難である。いはんや近代戦のごとく、戦争そのものが總力戰的性格を帯びてゐる場合においては、國民の政府への協力和は、あらゆる分野において、不可欠的契機となつてゐる。これは、ひとり我が國にのみ限つたことではなくて、如何なる國においても、戦争を開始するや否や、まづ第一に、國民の全般的協力を要望してゐることは、新聞紙上のニュースに現はれてゐる獨・伊・英・佛の政治家の國民に對する演説や聲明や、その他、輿論獲得または輿論形成のためのあらゆる運動において、これを見ることができよう。

この國民の政府への協力和は、いふまでもなく、國家が各人に對して單に法律的にある作爲または不作爲を命ずることを意味するのではない。それは、單にこのやうな、戦時において最小限度に必要とされる義務として各人に餘儀なくされた、いはば消極的な行爲ではなくして、滅私奉公の精神に燃ゆる各人の自覺的な、自發的な、いはば積極的な行爲としての協力和でなければならぬ。この意味において、それは道徳的・倫理的な本質を持つに至る。

前述のやうに近代戦の國民體制においては、かゝる意味における協力和が、この體制の形成の上において缺くべからざる要素であることは、いづれの國についても均しくいへるのであるが、かゝる協力和の態度・勸奨と實現との難易は、國柄によつて大いに異なる。いふまでもなく、國民の貧富の懸隔が甚だしくて、國の内部が階級的に分裂してゐる國や諸民族の複合から形成されてゐる民族間の融和が完全でない國においては、國民の總親和・總努力としての協力和は仲々容易な業ではない。我々はかゝる事例を多くの國において見出し得るであらうが、その敘述は、これを他の機會に譲らう。

翼賛の實踐

これをわが大日本帝國について云ふに更めて云ふまでもなく、一君萬民・君民頭首股肱の關係をもつて國家構成の基本原理としてゐる。上 天皇はいつくしみをもつて萬民に對し給ひ、下億兆は心を一つにして天皇にいつきまつらふことは、その獨自性を見る。臣民の天皇に對していつきまつらふことは、あるひは翼賛といひあるひは輔翼・扶翼ともいはれるが、要するに、天皇の大御心をもつて、おのがじゝその心となし、己れの分に應じて、天業達成に協力し奉ることを意味する。我々の行爲は、我々が公人として文武の公務に執筆するときには、直接的に翼賛の實踐となり、また私人の日常生活における行爲としては、間接的な翼賛行爲を意味する。日本人の日本人たる所以は、公人としても、私人としても、その一舉手一投足がただちに翼賛行爲であるとの自覺をもつてなされることにある。いはんや、戦時においては、國民のこの自覺はいよいよ明徴となり、ますます熾烈となる。まことに

明治天皇の御製に

しきしまの大和心を、しきは

ことある時ぞあらはれにける

と仰せになつてゐるがごとく、平時における國民の戮力の緊密性の大なることにおいて他の諸國にまさつてゐる我が國體の獨自性は、一旦緩急ある際には、その神髓を一際強く發揮する。このことは、過去においても幾度か経験したところであるが、今次の事變に際しても亦然りである。

統制經濟と協力

私は今こゝでは、戦時下の國民生活または戦時經濟から一應離れて、單に統制經濟において、國民の政府への協力が如何なる意味を持つてゐるか、それが必要であることは自明のやうであるが、何故にさうであるかについて考察して見たい。私見によれば、統制經濟といふ一つの特殊經濟制のもとにあつては、協力は單に倫理的に必要であるといふのではなくして、實に、經濟機構として之を必然的たらしめてゐるのである。といふ意味は、もし協力が單に道徳的意味しか持つてゐないとするならば、國民の積極的な協力がなくては、經濟の運行が行はれ得るはずであるが、統制經濟にあつては、その運營のためにせひとも國民の協力を必要としてゐる。これなくしては、それは一つの經濟として成立することを得ないといふにある。そして我々はこゝにこの經濟體制の基本的な特性を見出し得るのである。

このことを明かにするために、まづ資本主義經濟をとつて見よう。この經濟は、その純粹な形態においては、自由主義を基調とし、すべての經濟(すなはち企業と家政經濟)は、原則として、自己本位の、自利心による經濟活動を認められ、利潤の無制限的追求ならびに自家慾望の最大の満足がすべての經濟的現象の生成の原動力となつてゐる。もちろんいはゆる「公の秩序、善良なる風俗」に反馳するやうなことは、反社會的・反國家的行爲として否認されてゐるが、國民が營利原理を無視し、自己の利益を全部的に放棄して行動することは、必ずしも國民經濟の要求するところではない、いな、資本主義經濟のある階段においては、各人が出来るだけ利己心を發揮することが、その結果において、社會全體をして發達せしむる所以である。さへ主張せられ、また事實的にも大體然りであつた。もちろんかゝる自由主義的經濟においても、國民の國家に對する積極的協力が道徳的に無効果であるといふわけでは決してない。個人の減私奉公の努力は、國民經濟の發達をして、然らざる場合に比して、一層圓滑にし容易にし、もつて國民經濟全體の歴史的進展の車輪を動かすための有効な原動力の一つであつたことは否定し得ない。

が統制經濟のもとにおいては、事情が著しく異なつて來る。こゝでは、國民の協力は、統制經濟の機構自體がこれを必然的たらしめてゐるのである。統制經濟における政府の經濟的統制は、決して、卒然と統制なる語を單にその文字面から解釋するとき想起されるやうに、政府の強權をもつてする私人の經濟的活動に對する絶對的な支配を意味しない。このやうな絶對的支配の體制は、社會主義や共產主義の目指すところであつて、統制經濟とこれらの經濟とを區別するものは、實に、政府の支配の相對的たるか絶對的たるかに存する。また機構として自由原理が働いてゐるか否かといふ點に、資本主義經濟と統制經濟との區別が存する。

指導と協力

統制經濟とは何かについては、他の機會に詳述したから(臺北高商「南邦經濟」特輯號、昭二五・二、「統制經濟の基調としての全體主義」)こゝでは觸れないが、その最も基本的な契機の一つとして、統制を挙げねばならぬ。統制は、今少しくこれを分析していへば、政府の指導と民間の協力との合作である。統制經濟は、この指導と協力を基礎として形成された體制または機構を持つ。このことをもう少し詳細に説明しよう。

統制といふ作用は、指導と協力とに分けて考へられる。指導とは、統制の主體すなはち政府の側から見た場合のことであり、協力とは、統制の客體すなはち人民の側から見た場合のことである。指導は、主體が、客體の作爲または不作爲が、主體の意欲する状態を實現すべく、自發的になされるやうに、客體に働きかけることを意味する。この際、自發的」といふことに重點が置かれてゐる。主體はその實現せんとしてゐる状態を強權的に客體に強いる（かゝる場合は即ち支配である）のではなくして、客體が主體の欲する方向に、またその欲する程度に、自らの自由意志において動くやうに導くにある。逆にいへば、客體がよく主體の欲するところを多かれ少かれ豫察し、これが實現を自ら引き受けて努力することを意味する。これが即ち協力なる語の内容である。統制は、このやうに、主體たる政府が國民全體の立場において意欲し、客體たる個人が、この全體の樹てる目標に向つて、部分としての自覺において行爲するところに成立する事象である。

統制すなはち指導—協力關係と似て非なるものは、支配—服従關係である。支配にしても統制にしても、ともに自由放任と對立する事象なる點において一致するが、それ

にもかゝらず、両者は決して同一の事象ではない。支配

とは、要するに、主體が、自らの欲求するところを、對方の意志の如何を問はず、絶對的に押しつけて屈服させることである。その最も典型的な場合は、暴力をもつて、斷々乎たる決意のもとに、相手方を服従させることである。こゝまで極端に走らない場合にしても、被支配者の意志は原理的に無視せられ、支配者のそののみが作用することゝ、その本質としてゐる。これに反して、統制は、相手方の意志の發動と行動とを自らの欲する線に沿ふやうに誘導し、しかも被統制者がこれに當然伴ふところの犠牲と苦痛に堪え、指導に喜んで追隨してゆくことを意味する。かくてこゝでは、主客の完全な精神的な一體化が實現される。もちろん統制がかゝる主客一體化の妙境を實現するためには、指導者の側において掲げる理念が純粹であり、これに到るための目標の設定が分明であり、そのために撰ばれる方法、手段が合理的であらねばならぬ。そしてその意欲してゐるところが被統制者の側に充分に明確に徹底するやうに、彼等の理解を促進し、その協力をして容易ならしめねばならぬ。なにかんづく大切なことは、指導者の目的と企畫とその執行とが有機的、統一的であり、首尾一貫的である

ことである。狐疑逡巡、朝令暮改は最も大なる禁物であり、かゝること繰り返せば、國民はその歸趨するところを失ひ、その行爲が支離滅裂となつて統一性を無くしてしまひ、遂には指導者の權威は全く地に委し、國民はかゝる政府に對する協力をサボタージュし、進んではこれが崩壊を企てるに至るであらう。

協力者たる國民の側についていへば、指導者たる政府の意圖の理解において熱意を持ち、自らの合理的なる慾求については、また政府のなさんとすることの不合理と思はれる點については、正當なる手續を踏んで進言または忠言をなし（下意上達）、相寄り相率ゐて全體としての國家生活そのもの、合理的なる、健全なる、且つ飛躍的なる發達を招致すべく積極的に協力せねばならぬ。

經濟的 統制なる事象は、上記のやうな意味

新體制 において、指導と協力との合作として

看取し得るのであるが、統制經濟においてこれがどのやうな姿を取つて顯はれてゐるであらうか。

統制經濟は、短言すれば、國民主義（自由主義・個人主義・階級主義・國際主義など）と對蹠的なる原理としての）を指導原理・理念として、個人の經濟的活動を調整するところの經濟的

新體制であつて、資本主義經濟に隨伴する諸々の矛盾の止揚者として、歴史的にこれに接踵して顯現した新經濟組織である。その基本的な性格は種々なる見地から指摘し得るが、その最も著しい點は、私有財産制度の肯定（といふよりも、ある意味ではその維持への積極的努力）したがつてまた資本の私的經營と企業の私的經營との容認といふことにある。こゝに統制經濟と社會主義および共產主義經濟との根本的區別がある。が私有財産の肯定、資本の私的經營と企業の私的經營の容認といつても、統制經濟においては、「國民全體の利益のために」といふ限定が、これに對して與へられてゐる。ナチス・ドイツのいはゆる「公益は私益に先立つ」近衛新體制のいはゆる「公益優先」などの標語が意味するところも結局こゝにあるが、このいはば全體主義的な限定によつてこそ、統制經濟は資本主義經濟と明確に區別されるのである。

さて形式的にいへば、私有財産の肯定、資本の私有運用、企業の私的經營の容認といふこと、これらに對する政府の關與・干渉・調整といふことは、明かに矛盾した事柄であるが、統制經濟はこの方向の反する二つの作用を、全體主義といふ二段高い立場において調和し統一すること

を、その本質としてゐる。それは體制として、あるひは機構として、この調和、統一を行つてゆくわけであるが、この際、その態様、殊に私的活動なり、私益なりに對する限定の程度は、結局は、當該社會が對内的にまた對外的に、當面せるは政治的ならびに經濟的情勢の如何によつて規定される。かくある場合には、それは資本主義經濟を支配した來た自由主義原理の妥當領域をなほ多分に持つてゐる。他の場合においては、自由主義原理の妥當はほとんど全く停止する。各個の場合の統制經濟の態様には、かくのごとき差異があるにしろ、一般的には、そこでは、所有と經營とはつきりと分化してゐる。私有財産、したがつてまた資本の所有と、これが運営すなはち企業の經營乃至は家計の運営との歸屬が、經濟組織として、體制的に「公益優先」の原理によつて規定せられる。かくて私人は所有をなしてゐるが、これに基づく經濟の經營は國家の責任のもとに、國家の管理に委せられ、然らざる場合においても、私人の管理は、私人が純粹に私人としての立場からの創意と権利とによつて之をなしてゐるのではなくて、國家が全體の立場から見ても、私的活動に委ねて置いて支障あるまじと見做してゐるからに過ぎぬ。この意味において、それはむしろ消極的な國家的管理といふべきである。

國家と個人

統制經濟における國家と私人との間のかゝる關係は、これを換言すれば、指導—協力の關係にほかならぬ。統制經濟にあつては、社會主義や共產主義とは異なつて、原則として私有財産・私的企業の所有を認め、たゞこれが運営にあたつて、國家が全體の利益の實現のために國民の生産活動・消費行爲を指導する。この指導には、種々なる形式があり、また場合に應じてその廣さと深さと強さに多くの階段が見られる。これについて詳しく述べることは別の機会に譲るが、概していへば、各個人の自発的な發意による自治的統制にはまつて、國家の強制的統制に及ぶ。さらにかゝる方法では統制の實を十分に擧げ得ない場合には、國家自らが施設を持ち經營を行ふに至る。がかゝる高度の統制にしても、それは、原理的には、どこまでも統制であつて、支配ではない。たとひ支配のごとき外貌を呈することがあつても、それは指導が極度に強化したものに過ぎなく、經濟體制としては、國民の政府の意圖に對する理解に訴へ、出來れば國民の自發的な統制に任じようとしてゐる。要するに、統制經濟においては、國民の政府に對する協

力は、この經濟の機構・體制からの要請である。この經濟組織は國民の協力なしには成立し得ない。こゝでは協力は、單に、倫理的にあらまほし、したがつて必要であるといふのではなくして、實に、統制經濟が統制經濟であるために必然的なのである。かくてもし政府が國民の協力に俟たないで、政府自體の獨裁で經濟を律してゆくことになれば、それは既に統制經濟を通り越して國家社會主義の階段にはいつたことを意味する。

國民の自覺

ところで上述のやうな斷定に對しては、次のやうな疑問が發せられるかも知れない。即ち、もし私の云ふやうに統制經濟が單に指導—協力關係の上に立つてゐるとするならば、今日澤山の統制經濟法令があつて、これが國民の經濟活動のほとんどすべての分野において施行されてゐる。これは既に指導と協力の間にいふ生ぬるに程度を脱してゐることを如何に解釋しようとするのかと。私見によれば、あるひは法令により、あるひは行政的作用によつて強制的になされてゐるものは、指導—協力關係に基づく統制經濟の體制を意味するにほかならないのであつて、決してそれを別の組織に

經濟と道徳

統制經濟における指導—協力關係は、別の側面から見ると、經濟と道徳との關係なる一大難問題の存在を暗示するであらう。これについては、詳しくは他の機会を待つて述べることにし、こゝでは單に次のことだけを述べて置きたい。統制經濟においては、國民は、この經濟の調和的展開のために、政府に對して協力すべき道徳的義務を持つ。こゝでは協力は、上述のやうに、機構的にも必然的になされねばならぬが、經濟生活の全分野に互つて隔々までも政府の監督取締の及ぶことは事實上極めて困難であり、かくて法律的・行政的

永久王殿下御戦死と承りて

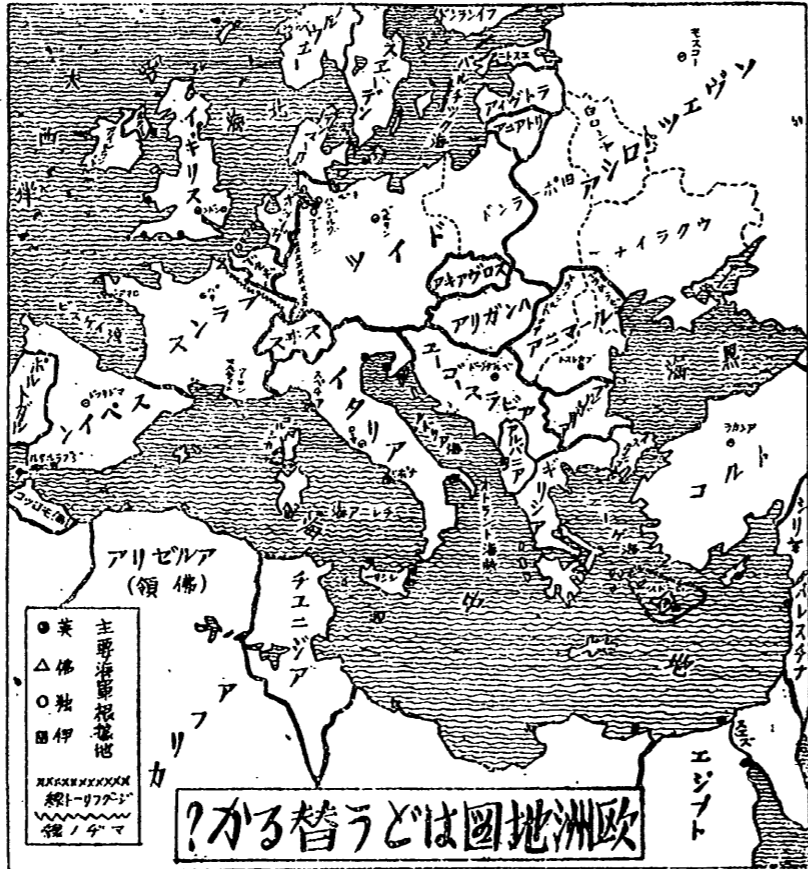
總督府圖書館長 山 中 樞

北白川宮永久王殿下が蒙嶺の野に御戦死遊ばされた記事
を、私は九月六日の夕刊で拜讀致し、まことに哀悼悲痛、たゞ嗚呼勿體ないといふ感で一ぱいになりました。領家のその時、御祖父宮がこの地で悪戦苦闘を御続けになり、去京半歳有休矣、忽作白頭黒面人とまで吟せられ、しかも生還を期せずと仰せられて、つひにその御言葉の通りに去遊遊ばされた事など思ひ出されて、蒙嶺と蒙嶺、明治と昭和、所と時とは同じくないが、國家重大の岐路に臨んで、皇族の一人や二人は戦死する覚悟を要すると仰せられた、御祖父宮の御決心がそのまゝ、永久王殿下の御忠誠となり、つひに戰場の露と化し給ふたその崇い御献身は、やがて一億日本人にとり嚴肅な示範となり、向後この御忠誠なる教訓を體して、新東亞の建設・東亞共榮圏の繁榮にわれらの邁進を不言不語の裡に促進せしめらるゝこと、信じて疑はない。特に本島關係としては、陛下には近年中に妃殿下と共に御來蒙の上、親しく御祖父宮の御遺跡を訪ねて當時を偲ばれ同時に、宮を御祀り申上ぐる各神社を巡拜、島民と共に崇敬の誠を致されんとする御希冀多大なるものが有つたと洩れ承つて居りますので、この公報に接し悲痛眞に堪え難きものがあります。私は今日府主催の國民精神文化講習會に出ましたが、講話がたゞく能く親王の御事蹟の一部、特に蒙嶺御出陣後御病中、病氣は一身の私事なり、この私事を以て南進の軍務を廢すべからず、氣息の續く限りは進軍すと、仰せられたつひに蒙嶺平定の目的を達せられて、蒙嶺に去遊遊ばされたその部分に當りますので、講義に先ち宮家今回の御不幸を傳へ、講習員一同と共に陛下の御英靈に對し、默禱を捧げて衷心の感謝を表し、而して講義に入つた様な次第でありました。(談)

體制としては必ずや行き届かぬ分野が多少ともそこに遺されるであらう。この間隙を充すものこそ、實に、國民の全體主義的自覺に基づく、政府に對する積極的協力である。否、監督の充分に行き届く分野においてすら、人は出來得るかぎり政府の厄介にならぬやう心掛けねばならぬ。これによつて政府は經費の節約をなし、これを生産力擴充その他の重要な目的に振り向けることを得、もつて悪性インフレ豫防の一策となすことができる。かくて、たとへば、經濟統制令違反のごときは、この意味において、單に法律的にいつて、統制經濟の體制に矛盾するがゆゑに不可であるのみならず、道徳的にいつても忌むべき現象といはねばならぬ。

今やわが國には、對内的にも、對外的にも、新體制を持たうとしてゐるが、私の受け取つてゐるところによれば、いはゆる新體制は、上記のやうな意味における指導・協力の再出發であり、これが徹底的に、全面的に、且つ調和的、統一になされ得るための新たな機構を備へることに他ならぬ。わが統制經濟もかくて今や新しい階段にはいらうとしてゐる。我々は近衛新體制の合理的な確實を期待しよう。

(昭、一五・八・二三夜)



- #### 歐洲戰亂日誌
- ★一九三八年三月十二日 獨逸合邦
 - ★十月一日 ミュンヘン會議により、獨逸にズデーテン地方割讓決定
 - ★一九三九年三月十五日 チェッコ國獨逸に併合
 - ★二十二日 ドイツ、メーメル港奪還
 - ★四月七日 伊軍アルバニア進撃、占領
 - ★八月二十三日 獨逸不可侵條約開始
 - ★九月一日 ドイツ軍ポーランド進撃開始
 - ★九月三日 英佛、獨逸に對して實戰開始
 - ★九月十七日 ソ聯軍ポーランド進撃開始
 - ★二十二日 獨逸間にポーランド分割協定成立
 - ★十一月三十日 ソ芬開戦
 - ★一九四〇年四月九日 ドイツの北歐進撃開始
 - ★五月十日 ドイツ軍蘭・白・リユク・カンブルに進撃
 - ★五月十四日 オランダ降伏
 - ★五月二十八日 ベルギー皇帝自軍に降伏命令を下して降伏
 - ★六月四日 獨逸軍ダンケルクを占領し、フランス軍を降伏
 - ★六月十四日 パリ陥落
 - ★六月十七日 佛首相、對獨逸戰申入れ
 - ★六月二十日 佛、伊國に對し休戰申入

佛印の實狀を語る

臺北帝大講師 宮本延人



佛印といふところは

アジア東南端の一角、廣大な地域にラテン民族の三色旗のもとに蒼々として世界の眼から眠をつゞけて来た印度支那が、忽然として嵐の中に浮びあがつてきた。佛印とはいつたいどんな所か。亞細亞人の亞細亞たるべき、亞細亞の一角が、朱將綠眼人の支配下に置かれ、近世東洋史の一大特徴である西力東漸の波濤を支へきれずその犠牲となつて幾星霜、遂に今日に至つてその解決の黎明が訪れんとしてゐるのである。

る。私達は彼等がその東洋進出の跡を見る前にまづ佛印とはどんなところかを理解してみなければならぬ。

即ち位置として見れば、北は支那の廣西省、雲南省に接し、西はシヤムに続き、南及び東は長大なる海岸線をもつて太平洋に面してゐるのである。東洋に於ける足溜りとしては誠に屈辱な位置といはなければならぬ。面積約七十四萬四千方軒で、フランス本國の大體一倍半、日本の全面積より六萬五千餘平方軒多いわけである。この中に交趾支那、東



ラオスのカー族の家

京、安南、カムボヂヤ、ラオスの各地方がふくまれてゐる。東京は北方にあつて支那に接し、安南は東方の海岸地帯、ラオスはシヤムに接した山岳地方、交趾支那は最南方にあり、カンボヂヤはラオスと交趾支那に挟まれた地方である。有名なるメーコン河はその源を

英・佛・和の植民地政策を衝く (三其)

西藏高原に發し、ラオスとシヤムの境界を作つて南下し、カムボヂヤを過ぎ、交趾支那を貫いて海に入つてゐる。この河は河幅が廣く舟行に便

で、重大なる交通の役目をなしてゐる。河はメーコン河の他に紅河、タイピン河等がある。ところでこのやうな河の流域は非常な沃野で、米作に適し、特にメーコン河の下流は廣大なる平野で、交趾支那の殆ど全部、カムボヂヤの南部を含み、更にシヤムにまで續いてゐるのである。これが即ち西貢米の産地、米の不足の今日日本の吾々も多大の厄介になつてゐる地方である。山は安南山脈が北方雲南方面から南下して領内を縦走し、高いものは海拔三千米に及ぶ

ものがある。氣候は勿論熱帯、亞熱帯の特徴を有するが、概して北方は冬と夏の差を有するに反し、南方交趾支那方面では熱帯的で夏冬の差が少い。

このやうなところであるから産業といへばまづ農業で、その中でも米は重要なものゝトップである。前にもかゝげたやうに南部佛印の大平野、東京、安南の北部の平野がその産地で、一九三四―五年の植付面積略五百三十萬ヘクタール乃至五百四十萬ヘクタールと云はれてゐる。我日本の植付面積を比較すると我國は佛印のほゞ六〇パーセントにすぎない。しかしながらその耕作方法は幼稚で、肥料を用ひることが少ないためにその收穫も僅かで、その單位當りの收穫高は日本の三二パーセントにすぎぬさうであるから、今後の指導改良によつては尙三倍までの増加が得られるといはれてゐる。米に

ついでには、ゴム、養蠶であるが、米作に比すれば遙かに低位にある。

次にその統治の主體をなす民族の概要を述べてみよう。

佛印の民族

この大陸東南端の一角には多くの民族が昔から錯綜してゐた。全人口二千三百萬の中四萬三千餘の歐洲人と三十萬餘の支那人及び他の外國人の外は皆土人であるが、各種の土人は佛國植民政策の上に幾多の問題を提出し、今日に至つたのである。即ち植民政策の變轉は土民の懐柔の歴史であり、開發は土民教化の進展であつたのである。即ち土民をめぐつて或は同化政策が根本方針となり、或はそれが否定されて土民尊重の方針が採擇されるなど土民對佛當局の間には各種の事件、問題が次ぎ／＼と起つて今日に至つた。それに對して佛國側に於ても政策の對策上

民族に関する多くの研究がなされて来たのである。實際植民政策と民族研究と云ふ事は離すべからざるもので佛蘭西のみならず英國、和蘭に於てもその統治植民地の民族研究はその政策の根本として續けて来たのである。

一般に佛印の民族と云へば、安南族、カムボヂヤ族、タイ族及その他の原始民族等に分類し、その中安南族は全人口の七二パーセントを占むる、東京、安南方面の住民をいひ、南の方カムボヂヤ方面住むもの、三百萬人ばかりをカムボヂヤ人と呼んでゐる。ラオス地方の山嶽地方に住むものをタイ族といひ、尙山地の未開人のあるものをインドネシア族と稱してゐる。

しかし人類學的にこれを見るとなか／＼そんな簡単な譯には行かない。元來東南部アジアの民族を、言語の上からこれをみると、略々三つにわけて見

られる。即ちビルマ族、チン族、カチン族等のチベット・ビルマ語を話す一つの系統、第二にシヤム族、ラオス族、シヤム族等のタイ語を話す民族、第三に、ビルマのモン族、カムボヂヤに昔榮えたクメル族、安南、東京等の山奥に居住するモン族等、これはマレイ半島のセマン族、サカイ族等とともにモン・クメル語の系統とよばれてゐる。

それで第一のチベット・ビルマ語と、グアイ語は蒙古系統の言語であるのに對して、第三のモン・クメル語は全く別でマレイ・ポリネシア語と稱する系統の中にふくまれて、遠く太平洋諸島にまで擴つてゐる系統である。佛印にあつてタイ語系統の言語を話すものは、ラオス、トー等で、安南、東京の安南族は南支那語より出来たもの、或はその影響を受けた言語が用ひられてゐる。又モン・クメル語としては、カ

ムボヂヤ人、及び山嶽地帯の諸民族、即ちモイ、ブノン、カー等の諸族である。而してチヤム族及び南部安南のラーデ、ヂャライ等は一方マレイ・ポリネシア語に、一方モン・クメル系統に屬し、中間を行くものとされてゐる。

これ等の諸族を體質人類學上からみれば、二つの大きな部類にわけられる。即ち頭の型の短頭と、長頭との區分で、長頭とは頭の前後に長いもの、短頭は比較的圓形のもので、人類學上の人種の區分に多く用ひられる方法である。即ち長頭に屬するものとしてはチヤム族、及びモン・クメル語系統のブノン、モイ、カー等の諸族で、この地方で最古の種族だらうとされてゐる。この長頭型の中にチヤム族のやうに脊が高く、頭髮は波打ち或は眞直で、皮膚は左程黒くなく、鼻は狭く、顴骨で、眼にモンゴリアンフォルドと

稱する蒙古族の特徴をもたぬものと、一方モン・クメル系統の如く、脊低く黒い皮膚、ちぢれ毛、廣い鼻、厚い唇の連中とがある。

一方安南人、東京人、ラオス人、及びタイ語系統の諸族はいづれも短頭で、脊は低く……と云つても日本人並——黄色い皮膚、眞直な黒い毛髪、眼はモンゴリアンフォルドを有してゐるものである。そして現在のクメル族、カムボヂヤ族は前者と後者の混合と見られてゐる。

アジア東南端の一隅のメーコン河の下流域地方の平野は非常な豊穡であつたため、古來幾多の諸民族は目指して北方から流れこみ、この侵入に敗れた先住民は逆に不毛の北部山岳地方に追ひこまれ、又或者は逃口を海に求めて東の島々に移り住み、更に又遠く遠く太平洋諸島の島々にまで散つたもの

もあるのである。

短頭型の民族のこの地方に出現したのは比較的新しい時代で既に歴史的に



分モン・クメル語の長頭型の人種によつて占據されてゐた。そして既に印度の影響を受け、その文化を建設しつゝあつたのである。即ち引續いてクメル族は印度文明による國家を建設しつゝあつたが、西紀五、六世紀の頃にメナン及びメイコン河にそつて支那方面から南下してきたタイ語系統の民族のために壓迫されつゝあつた。十一世紀から十三世紀頃には、遂に西方モンクメールの王國はために滅亡の悲運にさらされてしまつた。今のシヤムはこの王國のあつた地方である。東方のクメル王國はラオス族に壓迫されてゐたが尙勢力さかんで有名なる都市アンコールを建設し、その壯大なる遺跡は今日もみることが出来る。しかしながら西よりするタイ族、東よりする安南族のために遂に滅じし、その子孫は今日のカムボヂヤ人を作る運命となつたので

追求する事が出来る。西紀三世紀頃には、既に海岸地帯以外の全地域は大部

ある。今日のラオス族、シャム族、その他のタイ語系統の諸族は南支那の非支那民族との混血の子孫である。

現在の植民政策上最も深い連繫を有するものは安南人、カムボヂヤ人であるが、安南人は三世紀頃から東京方面に侵入、六世紀頃には安南王朝を樹立したが、支那のため衰滅し、十世紀頃には再び新安南王朝を建設してゐる。然しその後、権力の衰退と共に多くの諸侯に實権が移り、王権は有名無實となり、十六世紀に至つては、北方と、南方の二系統に分派するに至つた。そして永く抗争を続けて来たが一八〇二年に至つて南方の勝利に歸し、新安南王朝の南北統一の機が至つたのである。

佛蘭西の領有

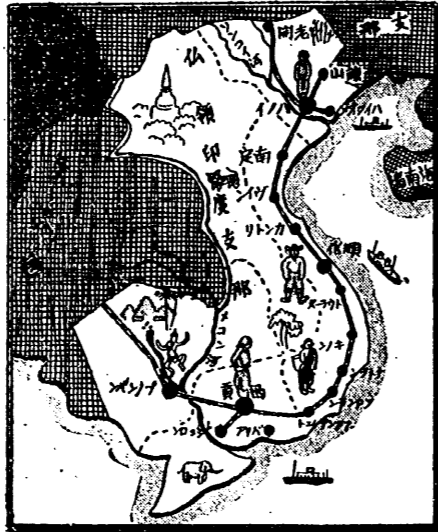
これより先、この地方に最初に進出した歐洲人はポルトガル人で、時は十

六世紀の中葉で、續いて西班牙人、佛蘭西人の宣教師が渡來、布教に従事した。十七世紀に入つては和蘭も進出して商業地歩の開拓に努めたが、續いて進出せる英佛のために奪はれてしまつた。

既述せる如く十六世紀前、安南は國王の権力うすく、さらに南北兩朝に分裂して抗争を續け、北は大越と稱して黎氏の統治下に屬し、南は廣南と稱して阮氏がそのかしらとなつてゐた。十八世紀の末葉、大越はその勢をかつて南朝をおかさんとしたが、廣南王阮福映は勢力はなほだ弱く、國は危機に瀕した。時に當時布教に従事してゐた佛人のカソリック宣教師のビニョード・ベエーヌは佛蘭西の東方進出の好機いたれりとなし、阮福映に接近し、一七八七年佛蘭西に歸つて、ルイ十六世に阮福映援助の請願をなし、佛安攻守同盟

を成立せしめ、ベエーヌは自ら遠征軍をひきひて交趾支那に渡來、福映を援助して敵を討ち、遂に南北安南を統一して一八〇二年に安南王の位につかした。これが今日の安南王朝の祖先である。しかして佛蘭西はその統一の代償としてトゥラン港及び同半島並にこれに接近する諸島を割讓せしめ、崑崙島の主權を認めしめた。これ實に佛蘭西の印度支那獲得の第一歩であつたのである。

その後佛蘭西には佛蘭西大革命あり、東方に眼を轉ずる餘裕なく、又安南に於いても後繼の各王が次第に佛蘭西をうとんじ、漸次排佛の傾向となり、キリスト教の迫害等となつたので、一八五八年には西班牙と合同して遠征隊を送り、安南軍を大破し、一八六二年に遂に西貢條約をして解決せしめたのである。即ち交趾支那三州、崑崙諸島の



割讓、キリスト教布教の自由、ツラシムその他特定港灣の通商の自由等、その他の契約をなさしめた。これ佛蘭西の印度支那侵略の第二である。

佛蘭西は支那の物質をメーコン河を下るルートによつて海外に出さうとはかつて大いに研究してゐたが結局、北部の東京地方の紅河による方が有利なのを知り、これに目を付け始めた。今日

問題の所謂援蔭ルート雲南行の鐵道はこの紅河に沿ふものである。佛蘭西はこの紅河の利用を企畫したが、時の東京政府はこれに抗議し、問題は複雑して

來たため佛蘭西政府はガルニエーを派遣し、これが解決にあたらしめた。然るにガルニエーは河内の堡砦を占據してしまつたために東京軍は東京附近に集まつてゐた支那の山賊黒旗團をそゝのか

行通商等の條約を締結せしめた。時に一八七四年三月である。

一八八二年に交趾支那の長官は再び紅河の航路を開拓せんと人を派遣し、またもや東京人の反抗に遭ひ、ために再び河内の堡砦を占據したが、又々黒旗軍の來襲によつて敗北にきしたのである。しかしこの事件のため佛は遂に一八八三年に條約を締結し、東京をして完全なる佛蘭西の保護國となし、翌年には支那の東京に於ける權益を奪ひ、一八八五年には清國政府の正式承認を得せしめ、且つ保護國各州には佛蘭西の政官を配置する事を規定した。

佛軍は戦に利あらず、ガルニエーは戦死し、一時占領地を撤退するの止むを得ざるに至つた。しかしその後外交交渉の結果、遂に安南王を屈服せしめ、交趾支那六州の佛蘭西の占有、安南に對する保護權確認、紅河の自由航

これを攻撃させた。佛軍は戦に利あらず、ガルニエーは戦死し、一時占領地を撤退するの止むを得ざるに至つた。しかしその後外交交渉の結果、遂に安南王を屈服せしめ、交趾支那六州の佛蘭西の占有、安南に對する保護權確認、紅河の自由航

つた。
一八九七年以後には佛國はさらに支那に海南島の不割讓、佛領臨接支那領諸省の不割讓、雲南鐵道の敷設、廣州灣租借等の權利を認めしめ、合せてその東洋に於ける地歩を堅めてきたのである。

初期に於ける佛蘭西の植民政策は同化政策であつた。即ち一切の地方的事情を無視し、舊來の傳統を破壊し、舊文化を破壊することをもつてその方針とした。しかしこれは土人の反抗を買ひ、けつして策をえたものでなかつた。佛蘭西の爲政者中にもこの誤謬を指摘するものあり、學者をしてその土民の實際の民情を調査せしめたところ、この調査の結果は同化政策の否定であり、土民の傳統と風習は尊重すべし、社會組織の變更は當を得たものにあらずとすにあつた。

一八八六年に安南總督に任ぜられたポール・ベールはこの調査の結果を尊重し、佛蘭西のあらゆる反對をおしきつてよくその所信を實行し、まづ安南の統治に成功し、續いて東京においてよくその民心をおさへ、実績みるべきものがあつたのである。しかしながら不幸にして幾何もなく、事業當初の時に於て彼は斃れてしまつた。しかるに策を後に繼ぐものなく、政府の政策に定見なく、民心亂れ、治安は極度に悪化するに至つたが、一八九一年ラネツサンは特別監督官として派遣されるや、大いにベールの方針を踏襲し、善政これ務めた結果、政治經濟共に非常に見るべきものがあつたのである。彼の考へは土民の家族制度、相續制度、共同組織等を破壊することなく、土民の宗教を尊重し、社會制度を尊重し、又役人を尊重する事は植民政策の根本

なりとするにあつた。これと同時に經濟開發に着手し、その実績はみるべきものがあつた。しかしながらこれも巴里政府の命により中絶の運命に至り、統治、經濟は再び悪化するにいたつた。
續いて任命された總督ドームルはこの混亂を救はんとして多くの改革をほどこした。即ち、政治機構に一定の組織をあたへることを目し、各地の統治機構の改革を行ひ、一面同化政策の弊害を除き、一面、舊來の惡習を排除し、各地方特殊の事情を考慮してその機構統制の確立に努めたのであつた。而して聯邦組織を確立し、聯邦政府を中心として各州政府をその下級機關とする事を畫策した。幾多の曲折を経てこの計畫は成り、佛政府の承認を得て、こゝに印度支那が立派な統一體の形を具へるに至つたのである。

しかしながら彼の執つた經濟政策は多くの注意を要する。税制を改革して國庫の收入を計り、特に極端なる專賣事業においては土民の動搖甚しく、聯邦財政に寄與したところを張消にしたと稱せられた。鐵道、港灣、その他の公共事業には多くの見るべきものがあつたが一方には土民は重税に苦んだわけである。彼はこの政策において佛蘭西のために實に有能なる爲政者であつたが、土民のためには實に多くの搾取の計畫者であつた事は事實である。

その後土民は重税と束縛のため、多くの不平不満をかくしてゐたが佛蘭西官吏は意に介する事なく失政を續けてゐた。その後アルベル・サローが總督となるや、前のラネツサンの當時の政策を復活し、よく土民の意志を知り、フランスの駐劄官吏を土民にかへ、又佛蘭西官吏をして土語を習得せしめ、

土民の祈願を聞くことをえせしめた。又法律を改革して土民の慣習法を尊重し、同化政策の弊を是正せんとしたのである。その結果は頗る各種の方面に於て改革と見られたのである。佛蘭西側を以ていはしむれば後期における植民政策は成功と言へるのである。

佛印の行政機構

佛印の地は嚴密にこれをいふと、四個の保護國と、一の植民地とから成立してゐて、印度支那聯邦とよぶべきである。即ち交趾支那が植民地で、東京、安南、カンボヂヤ、ラオスは保護國であるのである。で、この各地には、直轄領たる交趾支那には交趾支那植民政廳を設けて、交趾支那長官を置き、他の四保護國には理事廳を設け、理事長官を置いてゐる。

總督は最高機關で、佛國植民大臣の職權の代行者で、廣大なる權限を附與

されてゐる。總督の補佐には總務長官があつて特別の事項の他の行政處理を代行してゐるのである。

こゝの行政の特徴とするところは、前記した如く地方行政機關と又別箇に舊王國の政治機構が存續してゐることである。即ち交趾支那以外の各保護國は各それの行政を行つて佛國の植民地にあらざる事を誇示してゐる。即ちその名稱に於ても、安南帝國、カムボヂヤ王國、リュアンブラバン王國(ラオス)と稱して、内閣を作り又各大臣を以て組織してゐる。しかしこれは名のみ過ぎず、全くの裝飾で、佛の植民政策に基くものであつて、實權は凡て總督の手中にあるのである。豫算のやうなものも獨立出來ず、佛政府による理事廳よりこれが補助又は支出による始末である。

佛領印度支那聯邦の立法機關として



は總督府評議會がある。その議員は高級官吏及軍人で組織されてゐる。その下に總督府評議會常置委員、印度支那最高經濟會議、印度支那國防會議、印度支那國防調査會がある。この中最高經濟會議はフランス人と土民の同数の商工關係者より成立してゐる。しか

☆南方と衛生

日本赤十字社臺灣支部長

堀内 次雄

日本の南方進出が盛に唱へられ、臺灣を中心として、次第に南へ南へと發展して行くが、それと同時にこれら南洋の健康状態についても考へなければならぬ大切なことがある。

如何に人材があり、技能があつても、健康でなければ、折角の意圖も中途で挫折しなければならぬ事になる。このためには豫め南方諸國の衛生状態を研究して置く必要がある。氣候、風土、人種、交通、宗教等はこれらの人種について

しこれ等の會議は完全なる立法會議ではなく、立憲國におけるやうな法令を作ることは出来ない。いはば總督の諮問機關に過ぎぬのである。最高經濟會議の如きも決定したる豫算は自由に總督により變更出来る仕組となつてゐる。即ち結局に於て立法權は總督にある。食物、習慣、生活様式なりによつて、それら病氣の發生経路も異なるし、また彼等の交通先などによつても、侵入する病氣の種類が異なることになるので、一般旅行者に於ても常識的に知つて置くなければならない。

醫學専門家は勿論社會人に於ても常識的に知つて置くなければならない衛生學を、假りに地理、歴史的病理學と名付けてゐる。熱帯國の圈内に入つてゐる臺灣に於ては、特にこれら南方諸國の熱帯衛生學方面の研究は實行し易い地位にある。この研究こそ、南方進出を唱へられてゐる今日、臺灣に與へられたる重大使命の一つではないかと思ふ。

るわけである。財政については中央財政と、地方財政に分れる。中央財政は前記の最高經濟會議に於て諮問を經、大統領令で裁決されるもので、その収入は關稅、專賣、間接稅、郵便、電信、鐵道により支出は印度支那共通の公共事利益を目標とし、外務軍事、法制その他の費用、地方聯邦の費用等である。地方財政は各邦財政と、その下の州財政に分けられるが、大部分は租稅によるもので、歳出不足分は中央財政に依存してゐるわけである。

右の如く佛蘭西の印度支那統治は幾多の曲折を經相當巧妙に行はれて今日まで持たせて來た。しかし今次の本國衰亡による弱力はいかにしてその植民政策を遂行するか、吾人の興味とするところである。

(この項終り)

★★★★

はイパス

かゝ防てしうど

部道報軍灣臺

凡そ戦争といふものは國家存亡榮枯のわかれる所でありますから、國家は國家のありとあらゆる全智全能を動員し、近代科學の粹を傾けてこれが完遂をはかるのであります。これ即ち國家總力戦でありまして、國內のあらゆる人的資源、物的資源を總動員して武力戦に、思想戦に、物資獲得戦に或は諜報、宣傳、謀略に火花をちらす秘密戦に大童の活躍をなすのであります。

昔の戦争は武力戦がほとんどその全部でありまして、優秀精銳なる武器武力をもつて戦場の一部一部を順々に、確實にかたづけゆくことによつて最後の勝利者となることができたのであります。近代の戦争はなかなかさう單純にはゆきません。文化の發達にもなほ交通機關や通信機關が急速に發達しまして、國際關係が非常に機微複雑になつて参りましたので、たんなる

二箇國の争ひがひいては多數の國家を其の渦中に捲きこむこととなりまして、戦争も複雑大規模となり、結局は長期戦の態形をとるやうになつてまいるのであります。

戦争が長期戦の態形をとる様になりますと、どんなに優れた國家でありましても、國力を非常に消耗しますので、各國とも先づ資源獲得戦によりまして必要なる資源を充分に確保し、一方秘密戦によりまして相手國の統後を攪亂し、その戦争意識を破砕し、もつて戦争目的を達成することに努める必要が起つて参ります。こゝに秘密戦が重要な役割を演ずる譯であります。

☆

獨逸が開戦以來、一箇年足らずの間にポーランド、デンマーク、ノルウェー、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、フランス等の多數國家群を席捲し、今又英國に對してその銳鋒をむけ

つゝある事實をみて世界の人々は驚異の眼を見ひらきながら、いかなる理由、いかなる方法で、ドイツがかくも偉大なる成果をおさめたかについて、熱心に研究致して居ります。如何にドイツの武力がすぐれてゐると致しまして、も、武力のみでは到底成就し得ないといふことは容易に想像できるのであります。

前の世界大戦におきまして、武力に於ては常に優勢を持してゐながら、遂に敗戦の憂き目をみなければならなかつたドイツが、苦節二十年途に近代戦の真髓を把握致しまして、今日の偉大なる成果をおさめたのであります。これは申す迄も無く、ドイツが戦前より秘密戦工作に多くの力を傾注し、その絶對的の優位を確保致しましたにほかならないのであります。秘密戦は、敵國の機密を曝露するとともに、銃後の國民に働きかけて、戦

争遂行の意志を挫折せしめ、遂には國民の結合を破壊し、國家を崩壊にまで導くといふ恐るべき結果をもたらすのであります。オーストリー及びチエコスロヴァキヤに對してなされたドイツの秘密戦工作は遂に無血占領といふ破天荒の事實となつて現はれましたが、これなどはその最も大きな適例の一つであります。

☆

かく考へて参ります時、眞に恐るべきは秘密戦であります。そこで秘密戦に對する防衛が國家の重大なる責務の一つとして一日もゆるがせにできないことが痛感されるのであります。この秘密戦は戦時ばかりではなく、平時においても不斷に行はれてゐるのであります。戦時においてはその結果が特に露骨に明瞭に、そして的確に現はれて恐るべき事態を招來致すのであります。秘密戦における目には見えぬ兵隊は

常に社會の裏面を巧妙且執拗に暗躍しております。「日本で働くのが一番樂だ」といつた或外國のスパイがおります。諜報戦に金を借しんでは駄目だが日本では金も要らない」と囁いたスパイもありません。彼等にはせると、正直でお人好しの日本人は理窟ではだまし難いが、義理を擲らめればコロリと参るとみてゐるのであります。日本人はその國民性が眞直で隠す事が嫌ひです。これは日本人の特徵で結構なことですが、防諜上におきましては屢々それが禍をすることになります。殊に未だに残つてゐる外國人崇拜の氣もち、或は外國語に對する憧憬から外國人と會話をする事などを誇りとするやうな傾向があります。こんなところが一番スパイに狙はれるところなんです。英國のわが國に對する宣傳策の一つにパンフレットやニュースは日本語でもよいが、日本人は英語で書いたもの

を喜んで讀む傾向があるから之を利用してよ。言つてゐますが、日本人の缺點を巧みに利用してゐる實例であります。國民は此の點によく注意し、内外の狀態を充分察知して防諜に對する心構へをしつかりときめて掛らなければなりません。

☆

我が國を狙ふ外國のスパイ陣は、十重二十重に無數に網の目を張つております。X27號やマタハリだけがスパイではありません。常に身近かに迫つております。町から町へ蜘蛛の巣のやうにスパイ網が張り廻らしてあります。外國通信網、外國資本系の販賣網、宗教及び教育等を通じての交際網等とありとあらゆる手段を講じて暗躍致しております。しかもその細胞組織の巧妙さは網の目の先の一隅を擱へて手操らうとしてもブツツリと切れてしまつて、其の連絡網は知る術も無く、

たゞ後に残るものは謎のみであります。

英國の諜報機關はインテリジェンス、サーヴィスと呼ばれて居りまして、外務省、海軍省、貿易省、陸軍省、殖民省、内務省等が夫々獨立の諜報部をもつて居ります。こゝには各方面の専門家がそろつておりまして諜報資料が山と積まれた中から、世界の隅々をグツと覗んでおります。デボンシャーの古城にはスパイ養成所が設けてありまして、必要な學科や訓練をやつておりますが、特に社交上必要なゴルフ、ボロ、テニス、乗馬等、或は四箇國內至五箇國の外國語を巧に擇り得る様、特殊な教育法で訓育されております。

英國のスパイは全世界いたる所で活躍してゐるやうですが、殊にはなく、しい舞臺は東歐と東洋です。一九三三年スイスのベルンで暗殺されたイラク國王フエイサル王及び間もなく続い

て暗殺された同王子ガジ。世はイラク國を英國の朝鮮から脱出せしめんと企てた爲に、英國スパイ陣の槍玉に上つたのでした。一九三九年射殺されたルーマニア國の首相カリネコ、一九三四年ユーゴスラビヤのアレキサンダー一世が佛蘭西のマルセイユで上陸間際に射殺された事件ともに糸を操つたのは英國のスパイでありました。

カオグのシャトルから軍需品を満載して來た日本郵船の日枝丸に起つた爆破未遂事件は、日枝丸が軍需品を積込んだ事を港際探知した外國のスパイが、時計仕掛の爆彈を忍び込ませた爲でした。大連倉庫の庭に山の様に積み上げられた貴重な棉花が烏有に歸したのも、スパイに買収された苦力が放火した爲でした。又昨秋南ドイツのミュンヘンで起つた爆彈事件は、僅か數分の差で時代の英雄ヒトラーを木っ葉微塵に吹き飛ばしてしまふところ

でいた。目に見えぬ兵隊が集め得た僅かな手掛りから手繰り出した諜報が、瞬にして巨額の物資、或は得難き英傑を葬り去るのであります。

今次の歐洲大戦で、最も秩序的に整備された護衛隊を誇つてゐるのは、獨逸でありませう。ノルウェー、オランダ、ベルギーにおける英國の秘密工作に壊滅的打撃を與へ、永年培つたその地盤を根柢から覆へてしまつたのであります。

ミュンヘン爆弾事件のあつた翌日即ち十一月九日、獨逸の和蘭國境に近いフエンロといふ町で、ヘンリー・ステイ・ワグネル大尉とヘン・ベストといふ二人の英國人が逮捕されました。此の二人はミュンヘン事件の連累者として捕へられたのでしたが、追究してゐる内に獨逸國內に反ナチスの革命を勃發させる陰謀や、英國と和蘭との秘密條約などが暴露して獨逸官憲を驚倒せし

めました。まことに英國は其の殘虐性をそのまゝスパイの方にも指しむけてゐるものです。

一昨年の二月頃でしたか、ウーリツチ造兵廠で英國の新重砲の機密を外國へ賣らうとしたスパイの中で美しい一女性が得意の手練手管で活躍し、第二のマタハリとして喧傳されましたが、最近のスパイ戦からはかやうな華やかな場面が次第に抹殺され、益々深刻に、益々陰險になつてゆく傾向であります。

☆

街路に捨てられた一片の紙屑も、巷に拾つた僅かな噂話も、彼等にとつてはまたと得難き貴重なる資料になるのであります。工場が一つ出来ると聞けば直ぐ手を廻して地圖を作ります。設計圖を買収します。寫真も寫します。生産される物資も調査すれば、生産能力も調べ上げます。そして結局これが

爆撃の目標になり、爆破の對照になるのであります。國民は片時も彼等の怖ろしさを忘れてはなりません。たとへ長期戦となりましても緊張を缺くこと無く、苦痛と不安を克服して祖國を守る熱と意氣をうしなつてはならないのであります。

「戦争は平和の敵である。神の道に逆く行爲である」と言つて反戦氣分を煽つた宣教師があつたさうですが、之は明瞭に思想戦への挑戦であり、露骨な秘密戦の現はれであります。戦争が長期になればなる程秘密戦は益々深刻になり、國民の斷乎たる心構へが切に要望されるのであります。秘密戦の巧拙が戦争全般の運命に重大なる影響あるを銘記しつゝ、飽くまで敵を壓倒せんとする戦争意志を鞏固にして戦捷に向つて一踏進する堅固なる國民の精神的團結を維持しなければなりません。

——(終り)——

法令解説のページ

新に制定された 木炭輸取出縮規則

——(昭和十五年八月三十日府令第二十號)——

總督府審議室

輸出入品等臨時措置法に基いて木炭移取出縮規則が制定された。これに依ると(イ)官廳で移出する木炭、(ロ)手荷物又は引越荷物であつてしかも百斤以下の木炭、(ハ)船舶用品たる木炭以上の三つを除いて今後木炭は臺灣總督の許可なしに之を移出することを得ない。

本島の木炭は従來自給自足をして來てゐたが、進んでこれを島外に供給する程の餘裕はなかつた。それが昨年頃から内地の木炭の高直とその不足で、業者の採算に委せて移出させこむたのはどん／＼流れ出て行つてこれでは遠からず本島の木炭は皆無ともなり兼ねない有様になつた。そこで一應業者に依る木炭の自由移出を抑へて島内の木炭需給の見込を付けた上、内地の木炭不足對策にも協力しようといふのが本規則の狙ひところである。

有限會社法とはどういふものか

——承前——

法務局 民刑課

會社の管理

「有限會社法」は會社の「管理」なる語を用ひて居るが、これは機關を否定する意味ではなく、會社の計算に關する規定をも含めて、斯る章別をなしたのである。

- (1) 取締役は有限會社の業務を執行し、會社を代表する機關であつて、一人又は數人を置く事を要する(百二十五條)。法律上の定員を定むる制限もない。取締役が社員中から選任せらるる事を要しない事は株式會社と同様であり、その他取締役に關しては株式會社と大體同一である。
- (2) 監査役を設置するや否やは任意で、定款

「臺灣讀本」審査決定

彙に情報部で懸賞募集した「臺灣讀本」は七月末日の投稿締切までに集るもの島内より二十五篇、内地より二篇合計二十七篇に達した。

當部では直ちに森岡情報部長を審査委員長に推し、西村副部長は、主査審査委員となり、別に左の五氏を審査委員に委嘱して一箇月に互り慎重審査する所があつた。即ち

- 臺北帝大教授 矢野禾積氏
- 臺灣總督府圖書館長 山中 樵氏
- 臺灣總督府編修課長 加藤 春城氏
- 臺灣日日新報記者 西川 滿氏
- 情報部事務官 大塚 正氏

の各氏を委嘱し斯くて豫定の通り八月三十日最後の審査打合を遂げた。審査の結果今回は遺憾ながら當初豫定の第一等に該當する者見當らず、依つて佳作三篇を擧げ之に賞金全額を按分して贈呈することとなつた。

佳作 賞金 三百圓

臺南州嘉慶高等女學校内

神田 清 信氏

同 賞金 二百五十圓

臺北市川端町二四〇番地

杉崎 英 信氏

同 賞金 二百五十圓

臺北市臺北第二中學校

宮村 堅 彌氏

各審査員の意見を綜合するに、今回集つた二十七篇は何れも消潮なもので、それぞれ特長を持ち相當苦心努力の跡が見えてゐるが、募集を發表してから締切まで、割合に期間が短かつた爲か、応募者は正確の資料を蒐集し、文章に充分な推敲を加へる餘裕がなかつたものと見え、今一步と言ふ所で、或は記事に正確を缺いたり又は所説の妥當性を失したりして當初豫定選作に該當するものは見當らなかつたことは遺憾であつた。併しおしなべて皆努力と苦心の跡が見え何れが見たり難く、又弟たり難く、その選別に苦心した次第であるが、各委員共推賞せる優秀作三篇を採つて之に入選作品として當初の賞金全額を按分贈呈することが最も適當と認められた次第である。

因に情報部では今回応募された諸氏の勞に酬ゆる爲、二十七名の応募者全部に向後半箇年間に互り情報部編輯の臺灣時報及部報を無料寄贈することとなつた。又入選作以外は応募者の希望に依り郵税送付あらば應募原稿を返戻することとなつた。

臺灣總督府情報部

に依り一人又は數人の監査役を置くことが出来る(有三三條)。

(3) 社員總會に關しては、株式會社と異り有限會社の特色が大いに發揮せられて居る光

づ

イ、社員總會に關する規定の多數のものは會社が定款又は總社員の同意を得て變更し得る任意規定のものであり、社員に對する通知期間の短縮(有三六條)召集手續の省略(有三八條)議決權決定の自由(有三九條但書)等存する。

ロ、決議の種類としては通常決議及び特別決議の外に、社員にとつて極めて重要な事項に付ては、總社員的一致に依る總會の決議が要求せらるゝ場合があるし(有六七條)

ハ、最も特色あるものとして有限會社の簡易性の表現として社員總會に代る決議方法たる書面に依る決議がある。この事は(A)總社員が書面に依る決議を爲すことに同意したるとき(有四二條一項)及(B)決議の目的たる事項に付總社員が書面を以て同意を表したる場合(有四二條二項)になされ得るのである。書面に依る決議の場合には、社員總會は全然開催せられない従つて書面に依る決議は、缺席者の

表決を認むることは異なるものである。書面に依る決議を爲し得る場合は、法律に依れば極めて廣く、總會の決議を爲すべき場合は、總て包含せられる。しかし實際に利用せられるのは意見を交換したり、原案を修正したりする事を要しない。單純且つ容易に爲され得る様な事項に付てのみであらう。

書面に依る決議の場合に於て、社員の意思表示は文書の提出、印章への記載等書面に依るものと認めらるる限り、如何なる方法を以て爲さるるを問はない。上述の様な方法を以て依る決議が爲されたる場合には、社員總會の決議と同一の效力を有する事になる(有四二條三項)。

「検査役」の職務及び之を置く場合は、大體に於て株式會社に於けると同様である(有四一條商二三五條二項、二三八條、有四五條)。

但し會社設立の場合に於ては社員が現物出資及び財産引受の目的たる財産の價額に付き責任を有し(有四四條)、この場合自検査役を選任して、之を調査せしむる要はないのである。

「會社の計算」有限會社は財産上の基礎に於て、會社債權者に對し、會社財産以外に擔保を有しないこと、株式會社と異なることなく會社の計算が合理的に行はなければならないか

に依り一人又は數人の監査役を置くことが出来る(有三三條)。

ら、株式會社の計算に關する規定を殆んど準用してゐる(有四六條)。
 しかし有限會社は小規模であり、非公衆性閉鎖的性質を有するので左の諸點に於て差異が存する。
 (1) 有限會社に於ては貸借對照表の公示は要求せられない。
 (2) 建設利息の制度は存在しない。
 (3) 會社の整理に關する制度も存しない。

定款の変更

有限會社の定款の変更に関する規定が、定款變更一般に關する及び其の中最重要且つ特殊の場合である増資、減資に關するものであることは、株式會社に於けると同様であり、且つ此等の點に於ても規定の内容が甚だ類似して居るので、茲には株式會社と異なる諸點の說明のみに止める。
 「一般に有限會社の定款を変更するには(1) 總社員の数以上に於て總社員の議決權の四分の三以上を有する者の同意を以てする特別決議を要する(有四七條、四八條一項)此の特別決議の要件は、株式會社の場合に比すれば、著しく加重せられて居り、株式會社と合名會社及合資會社との中間に位するものであり、又はは強行規定でも

ある。
 (2) 又この特別決議に於ては株式會社の場合と異り、假決議の方法が認められない。之を必要としなからである。従つて、有限會社に關しては、株式會社の如く會社の目的たる事業の変更を以て、假決議を排除した特別(商三四三條四項)は存しないのである。
 「資本増加」の決議に於て定むることを得べき事項に關しては、大體に於て株式會社に關する規定と同様な規定が存在し、(有四九條)その他の點に於ても略同様である。唯有限會社に於ては、引受人を公募する事を得ないで、額面以上の引受に該當するものが認められて居ない。
 資本増加を實現する方法は(イ)出資一口の金額の増加(ロ)出資口数の増加及び(ハ)兩者の併用が考へらるが、其の中(ロ)の方法が主として行はれるであらう。
 尚法は株式會社に於けると同様「出資の引受」に於てのみ規定を設けて居るので、之に關し簡單に説明する事とする。
 (1) 法定引受權、社員は原則として増加する資本に付き其の持分に應じて出資の引受を

なす。權利を有する(有五一條本大)但し之には二つの例外が存する即(イ)定款又は總會の決議に於て出資の引受を爲す權利を或る者に與ふる場合(有四九條三號)及(ロ)會社が總會の決議を以て特定の者に對し、將來其の資本を増加する場合(有五〇條)で引受を爲す權利を與ふる場合(有五〇條)である。此等の場合には舊社員の出資引受權は制限を受ける事になる。
 (2) 出資の引受は要式行爲であり、一定の書面を以てするを要するも(有五二條一項)有限會社は引受權を與へられて居ない第三者の引受を求むる爲に公募する事は許さない(有五二條二項)ので、此の方式も株式申込證の如きものとは性質を異にするものである。
 (3) 引受を終つたならば取納後は出資金額の拂込又は出資財産全部の給付を爲さしむることを要すること、其の設立の場合と同様である(有五七條、一一條)
 (4) 増資が登記に依つて其の效力を生ずること(有五七條、商三五八條一項)は株式會社の場合と同様であり、現物出資又は財産引受の目的物の不足額の填補責任及び引受なき出資又は出資拂込に於ての責任は其の設立の場合に於けると略同様である(有五四

條、五五條、五六條、一六條)

(5) 事後増資の取締に關しては事後設立に關する規定が準用せられ(有四〇條三項)、又拂込に於ての相殺の禁止及び増資無効の訴に關しては株式會社に關する規定が準用せられて居る。
 「資本減少」に關しても株式會社の場合と同様に於て同様であり、特別決議を必要とし、尙其の決議に於て資本減少の方法を定むることとを要する(有五九條商三七六條一項)。資本減少の方法は(イ)出資一口の金額の減少(但し百圓の最低減を超え得ない)(ロ)出資口数の減少及び(ハ)二方法の併用の三つが考へられるが(ロ)が主として用ひられるであらう。其の他の點に於て例へば持分の消却は資本減少の方法に依るべきこと(有二四條商二二二條、債權者保護の手續、減資無効の訴等略株式會社と同様の取扱を受ける(有五八條商三七六條二項、三九條一項、二項、三八〇條)。

合併が認められるのみである(有五九條六〇條)有限會社は他の點に於て、人的會社の要素を有するが、合併の見地からしては社員の有責任が考慮せられ、物的會社の取扱を受け居る。
 「有限會社法の認むる合併」は次の二つの場合に限られる。
 (1) 有限會社相互間の合併の場合に於ては、合併後存続する會社又は合併に因つて設立する會社、有限會社なることを要する(有五九條但書)有限會社が合併を爲すには、當事會社は夫々特別決議を爲すことを要し(有五九條三項)。合併に因つて會社を設立する場合に於ては、定款の作成其他設立に關する行爲は、各會社に於て選任したる設立委員に於て之を爲すことを要する(同條三項)。
 (2) 有限會社と株式會社との間の合併の場合に於ては、合併後存続する會社又は合併に因つて設立する會社は、株式會社又は有限會社の何れでも差支へないが(有六〇條二項、六一條一項)、其の他の種類の會社たることを得ない。尙有限會社が社債を有することは認められないので、當事會社の一方が社債の償還を完了して居ない。株式會社である場合には、存続會社又は新設會社

本年度國勢調査

十月一日施行

今回の國勢調査は戦時下に於ける調査であつて、時局稍重要國策の基礎資料を整備することが主要なる眼目となつて居る。而してこの調査の結果が良好であると否とは、各世帯主から提出される申告書の記入が正確であるか否かに係るのである。依つて申告義務者を以て本事業に協力せしめ、申告書の記入を正確にし、調査の結果を良好ならしむる爲には、各調査員は其の任務の重大にして、名譽であることをよく心得し、國勢調査に關する諸規程その他調査上心得べき事項を熟讀玩味して、その指示する所に従ひ、誠實に職務を遂行せねばならぬ。

國勢調査

- 一 調査の時期
昭和十五年十月一日午前零時
- 二 被調査者の範圍
1 調査の時期に帝國版圖内に現在する内地人、本島人、其の他の外地人及外國人
- 2 調査の時期に帝國版圖外に現在する現

「商法」に於ては、人的會社と物的會社相互間の合併が認められて居るが「有限會社」に關しては其れと人的會社即ち合名會社及び合資會社との合併は認められず、單に有限會社相互間の合併及び有限會社と株式會社との間の

合併

合併が認められるのみである(有五九條六〇條)有限會社は他の點に於て、人的會社の要素を有するが、合併の見地からしては社員の有責任が考慮せられ、物的會社の取扱を受け居る。
 「有限會社法の認むる合併」は次の二つの場合に限られる。
 (1) 有限會社相互間の合併の場合に於ては、合併後存続する會社又は合併に因つて設立する會社、有限會社なることを要する(有五九條但書)有限會社が合併を爲すには、當事會社は夫々特別決議を爲すことを要し(有五九條三項)。合併に因つて會社を設立する場合に於ては、定款の作成其他設立に關する行爲は、各會社に於て選任したる設立委員に於て之を爲すことを要する(同條三項)。
 (2) 有限會社と株式會社との間の合併の場合に於ては、合併後存続する會社又は合併に因つて設立する會社は、株式會社又は有限會社の何れでも差支へないが(有六〇條二項、六一條一項)、其の他の種類の會社たることを得ない。尙有限會社が社債を有することは認められないので、當事會社の一方が社債の償還を完了して居ない。株式會社である場合には、存続會社又は新設會社

は有限會社たることを得ない。有六〇條三項)

合併の當事會社たる株式會社に關しては、商法の規定に從ひ、(有六〇條一項)合併後存

續する會社又は、合併によつて新設せらるる、

會社が株式會社なる場合に於ては、合併を爲す

ことに因つて株式會社の設立及び増資に關

する嚴重なる取締規定を濫脱する虞れがある

ので之を防止する爲、又株主の責任は有限會

社の社員より輕き場合があるから(有一四條

乃至一六條、五四條)、合併は法院の認可を

受くるに非ざれば其の效力を有しない事にな

つて居る(有六〇條二項)。

「異種合併に因る物上代位」株式會社と有限

會社と合併を爲す場合、存續會社又は新設會

社が有限會社なる場合に於ては、從前の株式

を目的とする買取りは新に與へられる持分及び

金銭の上存在することとなる(有六一條一

項)。此の買取りは社員名簿に登録せらるること

に依つて、會社及第三者への對抗力を生ずる

(有六一條二項)。

然るに此の反對の場合即存續會社又は新設

會社が株式會社なるには、從前の持分の上に

存する買取り即ち登録が新に與へられる株式

及び金銭の上存在するや否やに關しては、直

接の規定が存しないが、第六十一條一項の類

に依つて、會社及第三者への對抗力を生ずる

(有六一條二項)。

尙此の組織變更に關しては、「物上代位」(有

六四條)「填補責任」(有六五條)「登記を要す

る」(有六六條)規定が存する。

「有限會社の株式會社への組織變更」の場合

には、左の要件を充つことを要する。

(1) 實質的の要件として、有限會社に現存する

純財産額より多き金額を以て拂込みたる株

金額と爲すことを得ない(有六七條二項)。

是れ六十四條二項と同一の趣旨に出づる規

定であるが、株式會社に於ては未拂込を認

容して居る結果として、會社の資本總額を

如何に定むるやに關しては規定がないが、

純財産の四倍までの範圍に於て之を定め得

る。

(2) 形式的要件としては(イ)總社員の一致に

依る總會の決議があることを要するし(有

六七條一項)(ロ)この決議があつた場合に

財産目録及び貸借對照表を作成するを要

し、又債權者保護の手續を履む必要がある(有

六八條、商九九條、一〇〇條)又(ハ)此の

場合の組織變更は法院の認可を受くるに非

ざれば其の效力を有しない。(有六七條)是

推により積極に解すべきであらう。其の他の點に關しては、略株式會社と同様

であり、之と同様な規定又は準用規定が設け

られて居る。

組織變更

「有限會社に關する組織變更」には、株式會

社が有限會社に組織を變更する場合及有限會

社が株式會社に組織を變更する二つの場合が

認められて居る。

「株式會社の有限會社への組織變更」には左

の要件を充つことを要する。

(1) 實質的の要件として(イ)有限會社は社債を

有する事が出来ない。結果として社債の償

還を完了しない間は、組織變更を爲し得ない

(有六四條一項)。(ロ)會社に現存する純

財産額より多し金額を以て有限會社の資本

の總額と爲すことを得ない(有六四條)。是

れ有限會社に關しては公額拂込主義が採ら

れて居るからである。

(2) 形式的要件としては(イ)總社員の一致に

依る總會の決議があることを要する(有六

四條一項)法が斯る特例を規定したのは、

有限責任社員と爲ることに依つて填補責任

を生じ、持分の譲渡が制限せらるゝに至る

からである。(ロ)次に財産目録及び貸借對

照表を作成し且つ債權者保護の手續を履む

ことを要する(有六八條、商九九條、一〇

〇條)。

尙此の組織變更に關しては、「物上代位」(有

六四條)「填補責任」(有六五條)「登記を要す

る」(有六六條)規定が存する。

「有限會社の株式會社への組織變更」の場合

には、左の要件を充つことを要する。

(1) 實質的の要件として、有限會社に現存する

純財産額より多き金額を以て拂込みたる株

金額と爲すことを得ない(有六七條二項)。

是れ六十四條二項と同一の趣旨に出づる規

定であるが、株式會社に於ては未拂込を認

容して居る結果として、會社の資本總額を

如何に定むるやに關しては規定がないが、

純財産の四倍までの範圍に於て之を定め得

る。

(2) 形式的要件としては(イ)總社員の一致に

依る總會の決議があることを要するし(有

六七條一項)(ロ)この決議があつた場合に

財産目録及び貸借對照表を作成するを要

し、又債權者保護の手續を履む必要がある(有

六八條、商九九條、一〇〇條)又(ハ)此の

場合の組織變更は法院の認可を受くるに非

役員(現役武官となるべき陸軍の諸生 徒及海軍諸學校の生徒を含む)及應召中 の在郷軍人

3 調査の時期に陸軍所有船及陸軍徴備船 並に海軍の艦船(艦船令に依る艦艇特務 艦艇兼役船及海軍徴備船)に勤務する軍 人以外の者)

4 調査の時期に帝國版圖外の區域に於て 從軍中の軍人、從軍報道班員、從軍神官 神職及從軍宗教家

三 調査の事項

各人に關し左の事項を調査す

1 氏名

2 世帯に於ける地位

3 男女の別

4 種族

5 出生の年月日

6 配偶の關係

7 所屬の産業及職業

(1) 現在所屬の産業及職業

(2) 昭和十二年七月一日の所屬の産業及 職業

8 指定技能

9 出生地

10 本籍地、民籍又は國籍

11 兵役の關係(内地人に限る)

12 在郷年數(内地人に限る)

13 國語普及の程度(本島人に限る)

現役軍人(現役武官となるべき陸軍の諸生 徒及海軍諸學校の生徒を含む)、應召中の在 郷軍人及陸軍所有船陸軍徴備船海軍の艦船 (艦船令に依る艦艇特務艦艇兼役船及海軍 徴備船)に勤務する軍人以外の者並に帝國 版圖外の區域に於て從軍中の軍屬從軍報道 班員從軍神官神職及從軍宗教家に付ては7 (2)及8の事項を除く

四 調査の方法

各世帯に就き調査し世帯主より申告せしむ

現役軍人(現役武官となるべき陸軍の諸生 徒及海軍諸學校の生徒を含む)應召中の在 郷軍人及陸軍所有船陸軍徴備船海軍の艦船 (艦船令に依る艦艇特務艦艇兼役船及海軍 徴備船)に勤務する軍人以外の者並に帝國 版圖外の區域に於て從軍中の軍屬從軍報道 班員從軍神官神職及從軍宗教家は夫々關 係線世帯主より申告せしむ

五 調査の機關

本府に於ては臨時國勢調査部之を主管し、 地方廳に於ては各州、廳臨時國勢調査部之 を主管す

特に注意すべき事項

今回の國勢調査に於て國勢調査員の特に注

意すべき事項

特に注意すべき事項

特に注意すべき事項

特に注意すべき事項

特に注意すべき事項

特に注意すべき事項

特に注意すべき事項

特に注意すべき事項

特に注意すべき事項

特に注意すべき事項

特に注意すべき事項

特に注意すべき事項

特に注意すべき事項

特に注意すべき事項

特に注意すべき事項

特に注意すべき事項

特に注意すべき事項

特に注意すべき事項

中する可能性が少く、一旦一人の手に歸したとすれば分散する可能性が少い。加之有限會社に於ては、取締規定が寛大なものは復數の社員が存在することに依つて、相互に監督することを怠ることも考慮した爲であるから、一人會社を認めない方が適切である。然し此の場合にも社員を加入せしめて會社を繼續することを認められて居る(有七〇條二項)。

「會社繼續」有限會社は本店の所在地に於て解散の登記を爲したる後と雖も會社を繼續することを妨げない。此の場合には法定の期間内に本店の所在地に於て繼續の登記を爲すことを要する(有七一條)。

「有限會社の清算」は物的會社に準じて規定せられて居る。即ち有限會社の清算は物的會社に準じて規定せられて居る。即ち有限會社に關しては法定清算のみ認められ所謂任意清算の制度は存しない。然しながら有限會社に付ては其の非公衆性、閉鎖性からして特別清算の制度は認められて居ない。「清算人の種類」としては株式會社の場合と同じく法定清算人、定款の規定に因る清算人、及法院の選任に因る清算人(有七二條)がある。清算人は法院の選任に係るもの、外何時にても社員總會の決議に依り、之を解任することを得べく、(有七四條)重要な事由あるときは法院は監査役又は社員の請求に依り、清算人を解任することが出来る。

以上述べたる諸點の外第七十五條は、商法の多數の規定を有限會社に準用し、又有有限會社及び株式會社の取締役に關する多數の規定を有限會社の清算人に準用して居る。尙外國有限會社規則に付ての規定が存するが説明は之を省略する。

以上を以て有限會社の特色及其の構成並に效用等を簡単に説明したのであるが、叙上の如き諸特色を有する有限會社は、本島の如く比較的小規模の非公開閉鎖的、會社殊に同族會社の多數存する事情の下では、その利用せらるる範圍は極めて廣汎であり、又今次事變の終局への段階と歩調を共にする。

南支方面に於ける經濟界の進出に依る試驗會社即大株式會社の豫備の形態として需要多かるべく、其の他破産債權者共黨團體、植民會社、カルテル及びトラスト、持株會社等に互り人的會社と物的會社との長所の綜合的なものとして極めて實益ある會社形態たることを信するものであり、本島經濟界に裨益する處少なからざるを疑はないのである。

—(元)—

- 意すべき事項は左の如し。
- 一 被調査者中軍人等の所謂縁故留守宅から申告せねばならぬ者は、申告の脱漏や重複が起り易いから特に注意すること。
 - 二 記入済の申告書は其の取扱に留意し、他人に見られない様にすることは勿論、記載せられた事項を絶対に他人に洩らさぬこと。
 - 三 其の他調査に當り知り得たる事項は一切他に洩らさぬこと。
 - 四 準備調査の際、受持區域内の實況を綿密に調査し置くこと。
 - 五 今回の調査は申告書に記入すべき者の範圍と記入事項が複雑であるから申告書用紙配付の際よく説明すること。
 - 六 又申告書蒐集の際には記入の事項をよく検査すること。
 - 七 關係のない質問を發して疑念を招き、又は感情を害する如きことのない様に注意すること。
 - 八 記入の代筆を依頼されるときは快く應ずること。
 - 九 應對を丁寧にし、申告義務者に不快の念を懷かせない様に努めること。
- 臺灣總督府企畫部



華僑の動向を探る

華僑の特殊性

華僑の進出は歴史的に見て何れの國よりも早く、又その數も何れの國よりも多いことは統計上に見るばかりでなく、周知の事實である。従つて華僑は自らその特殊性を持つてゐる。左にその例を擧げてみると、

◇何れの國民でも海外に移住した者は大抵時局を有し、移民心理として錦を飾つて故郷に歸ることを希望してゐる。しかし華僑はさうではない。開闢の華僑が明朝の代に南洋に赴き、清末には更に遠く南米、北米へ進出して行つたが、この人達は一度其處に行けば直ちに土着民となつて、郷里祖國を思ふ心に燃えつゝも、其の子々孫々は歸國を取てしない。

至る處に入り込み、根強く其の地位を確保して行くのは華僑の特性であり、又民族的性格の一面である。

◇近代國家の移民乃至植民政策なるものは大體政府より半強制的であり、また獎勵し保護して其の發展を圖つてゐるが、華僑だけは政府の推進を待たず、又援助乃至保護をも受ける。あらゆる危險を冒し、會つては政府の彈壓を受けても進出したのである。これは所謂植民政策的野心がなく又強制的統制力のないことを意味するが、反面世界至る所を我が家となし、土着民に直に適合し、自主獨力に依つて新天地を開拓して行く國民性を物語するものである。彼等が幾多の辛酸に耐へ、彼等の一種の根強き底力は華僑の特殊的人格である。

福建省政府の華僑對策

即ち各國の移民が、大抵商人に限られてゐるのに、華僑は、農工商業凡ゆる職業界に互つて散在し、如何なる苦痛をも物とせず、白人及土人の出来ない仕事を黙々として成し遂げて行く處により華僑の特殊性を買はれてゐる。

かやうに華僑はあらゆる迫害と壓迫をうけつゝも今日全世界にその大なる潛勢力をもち經濟的に確乎たる地盤を有してゐるのは、全く華僑の持つ特性のしからしむるところであつて、南洋における華僑のごときは「實際上の主人」と稱せられるのも決して過然ではないのである。

抗戰以來三年有餘、要人軍閥の擄取と産業交通の破壊に依つて福建省の衰退人民の塗炭はその極に達し、殊に從來海外華僑から年々五千萬元以上の送金があつたが、近來門閥の復興と内地民衆の逃避に依つて華僑の送金は激減し、それに省内各地では米騒動を起し全く文字通り混亂してゐた。政府ではこれに鑑

みて、その家族を留置して奥地に居住せしめ、李昭北、濟陽公所等八十四名が騙されて、十三萬四千四百七十五元救済基金に拠出した

其の他同政府の愚策を二三紹介しよう。

△教育名義を利用 昨年末福建省政府は福建

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

△功名心の利用 事變後南洋華僑が重慶及福

部報 十月一日號

臺灣神社鎮座四十周年記念特輯

主なる目次 (假題)

臺灣神社鎮座四十周年を迎へて……

總 督 小林 躋造

文政局長 島田 昌勢

伯 爵 二荒芳 徳

臺灣神社の創建と造営に就て……

臺灣神社司 田村 晴胤

故北白川宮能久親王殿下の御事蹟

總督府圖書館長 山中 樵

伯 爵 久松 定膜

戰跡を巡りて……

陸軍中將 西川 虎次郎

司令部傳令として……久留島 武彦

新竹に故宮殿下を迎へ奉る……

綠野 竹次郎

臺中方面の戦闘を回顧す……

二瓶 源 吾

臺南の當時を語る……

許 廷 光

戰闘日誌……

村上 王 吉

澤 熊 海 三

「部報」掲載資料募集

資料の種類

一、寫 眞 時局關係又は地方色あるもの(大きさは成るべくヤビネ判とす)

二、感 話 各地に於ける感すべき實話又はニュース(一篇の長さは四百字詰原稿紙二枚以下とす)

三、漫 畫 時事又は生活を取り入れたる興味の漫画(郵便はがき又は美濃半切大の需用紙を用ふる事)

◇ 締 切 毎月一日、十五日

◇ 賞 金 掲載分には一點に付五圓以内の賞金を呈す

◇ 其 の 他 応募資格 制限なし(誌上匿名隨意)

資料送先 臺灣總督府情報部「部報」編輯係

応募原稿は一切返戻せず

ある。

華僑獻金の趨勢

支那事變發生以來、南洋華僑が蔣介石に騙されて献金した額は恐らく一億元以上に達したであらう。その中五千五百萬元は誰の手に人つたのかさっぱり分らないので、蔣介石は非常に怒り、該金額の行筋に就て調査方を嚴命したが、また其の真相は分つてゐないらしい。

抗日分子が公金を費消したといふことは既に蔣介石夫妻がその親玉であつて、現在蔣夫妻が外國銀行に貯蓄してゐる額は十數億元に達してゐる處を見ても、蔣夫妻及抗日分子は共に華僑の囊中及金庫内の食錢總であることが分り、華僑も之に依つて大に悟るべきであらう。

最近華僑は頗る自覺するやうになつて油頭方面出身の華僑の如きは新國民政府遷都の後絶對支持を表明し、關係當局も亦華僑の世話に對し至れり盡せりの状態で、船の出る毎に

地方情報

新産業道路開發

臺南 斗六郡では新體制に則して山手を開闢し大いに産業の振興を圖るとになつた。斗六から樟湖に通ずる山手道路二里餘を直轄、溪邊厝、内林、樟湖各派出所管内の住民が一致協力して勸勞奉仕をなし、之が開闢を一週間の豫定で斷行することになつた。これには約六萬人の勞役を要し、九月中には完成の見込みである。尙この道路完成の嚆は斗六は山産物の集散地となり、將來の殷盛を豫想され、其の成果は各方面より非常に期待をかけられてゐる。

北門の田舎にも皇民化

臺南州北門郡佳里街佳里の特産として、俗に言はるる「濁水溪を越せば香しも高し」とて夙にその名を知られてゐる「老蔴」は、本島陋習の一つとして敗へられる所謂檳榔を嚼むならばしの唯一の嗜好品として廣く用ひられてゐた。「老蔴」は遠く鄭成功臺灣平定の昔より栽培されひと頃は年産數十萬圓を上げた。本島文化の向上と共に「檳榔嚼む」階級が年々

迫うて減少を來し、殆どその影をひそめつゝありと雖も、今尙當地年産十五萬圓の老蔴を中北部方面に於てこれを捌きつゝある實情にある。これは本島皇民化運動を促進する上に於て弊害少からず、平原北門郡守は着任勿々この問題を取り上げ「老蔴」の栽培阻止運動を喚起した。他方に於てまたこれが對策として代作物の選定に意を用ひ、農務技術員をして調査研究を進めつゝあつたが、この程手頃なる適地作物として「デリス」栽培の有利なるを發見した。早速關係農民三百餘名を集めて「老蔴」栽培禁止の勸行並に代用「デリス」栽培に關する懇談會を開催、大きく皇民化運動の見地より彼等の自覺を促したところ、幸ひにして誠意ある諒解を得たので、茲に傳統的栽培をほこる佳里特産物「老蔴」は遠からずして吾々の視界より消え去ることとなつた。

若駒の大牧場

新竹 新竹州が全島に魁けて産馬獎勵に乗り出していることは軍、總督府等よりも絶大の稱讃を浴びてゐる。州畜産會に於ては本年度更に苗栗郡三叉に六百五十甲歩の産馬育成牧場を經營することとなり、既に土地の買収を終了した。本牧場は早阪で名高い樺鐵線三叉驛の南方八軒に

ある。最高標高は五百四十八米で、本島牧場中最高に位し、糧秣は同牧場に於て自給自足の豫定である。同牧場當初の計畫としては州下全産馬を離乳と同時に百圓以内で買上げ、三歳秋まで育成し、今後五ヶ年間に牝牡半合計三百頭を育成の豫定である。本島産馬界に大なる貢獻をなすものとして期待の大なるものがある。

朝鮮大博覽會

九月一日より華々しく京城で開かれた朝鮮大博覽會は十月二十日まで催されるが、同博の臺灣特設館は、南方認識を強調し、人氣の中心になつてゐる。

昭和十五年九月十五日印刷發行
編輯者 臺灣總督府情報部
發行者 臺北市榮町二丁目十五番地
印刷人 加藤 豊 吉
臺北市京町二丁目四三番地
印刷所 小塚本店印刷工場
定價 一部五錢 一ヶ月十錢(税共)
頒布 臺灣總督府内
申込所 臺灣時報發行所
郵政掛符 一〇七〇番

臺灣總督府企畫部編纂

近再 國家總動員法及關係法規集

(昭和十五年六月末日現在 追録等五回追加除済ノモノ)

定價 金二圓五十錢

米ケツト型
總クローズ
加除式
約 1100頁

内 容
本書ハ國家總動員法、輸出入品等ニ關スル臨時措置法ニ關スル法律、臨時資金調整法及外國爲替管理法ニ關スル臺灣關係法規(勅令・府令・告示・訓令・通牒等)ヲ輯録ス

追テ法令改正ノ都度適宜加除訂正ヲ追録トシテ發行實費ニテ配付ス。
追録ハ前回ノ分ト共通ナリ。

募 錄
希望者ハ至急各州、廳、獨立官衙若クハ當所へ申込マレタシ

發行所 臺灣時報發行所
發行者 臺灣時報發行所
定價 金二圓五十錢
郵政掛符 一〇七〇番

野村證券株式會社

營業要目

- 一、日本銀行引受國債賣捌取扱
- 二、公社債の引受募集並ニ賣買
- 三、株式の引受募集並ニ賣買
- 四、公社債元利金支拂株式配當金取扱代理事務
- 五、融業務

本店 大阪市東區安土町二丁目

臺北支店 臺北市表町二丁目

電話四〇〇一、四一五、四三〇、七二五、七
振替貯金口座番號九一〇一番

其他支店 東京・名古屋・京都・神戸・岡山
廣島・高松・門司・福岡・金澤
新潟・静岡・札幌・京橋

滿洲野村證券株式會社

本店 奉天・支店 新京・大連